

## 公益社団法人日本カヌー連盟 公認業者規程

### (目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本カヌー連盟（以下「本連盟」という）が、競技会の公正な運営、用艇用具の安全性確保及び普及振興等、カヌースポーツに必要と認める公認業者認定事業を行なう。

### (業種区分)

第2条 本連盟の必要と認められる、公認業者業種区分は様式一2のとおりとする。

### (申 請)

第3条 公認業者登録を受けようとするものは、申請書様式一1、業種区分表様式一2、及び添付書類様式一3を確認のうえ締め切り期日まで提出すること。

### (必要経費等)

第4条 公認検定を受けていない業種にあつては、事前に日程調整を行い、業種検定を実施しなければならない。業種検定に必要な経費は申請者が全額を負担するものとする。  
但し、既に公認を受けている業種についてはこの限りではない。

### (公認方法)

第5条 業種登録申請のあつた日から1ヶ月以内に常務理事会を開催し、合否の決定を行い書面（公認証）にて通知する。

### (公認料)

第6条 公認業者として認定されたものは、公認業者登録費用として50,000円を徴収する。  
2. 登録を希望する区分業種、一業種に対して50,000円を徴収する。

### (開 示)

第7条 公認登録業者一覧表を、本連盟公式ホームページで開示するものとし、カヌー国体後催県行政に対して積極的に周知を行なう。

### (期 間)

第8条 公認業者認定期間は単年度とし、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終了する。

(附 則)

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

平成 年度 公認登録業者業種申請書

平成 年 月 日

公益社団法人 日本カヌー連盟

会長 福田康夫 様

郵便番号

所在地

電話番号

ふりがな  
商号

代表者氏名

印

今般、公益社団法人 日本カヌー連盟における平成 年度公認登録業者業種に参加を希望しますので、指定の書類を添えて申請いたします。

なお、この公認登録業者業種申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約いたします。



様式-3

○印の必要書類を番号順に揃えて提出して下さい。

| No. | 提出書類            | 営業区分 |    | 写し | 備考              |
|-----|-----------------|------|----|----|-----------------|
|     |                 | 法人   | 個人 |    |                 |
| 1   | 公認登録業種申請書（様式-1） | ○    | ○  |    |                 |
| 2   | 業種別区分表（様式-2）    | ○    | ○  |    |                 |
| 3   | 既認定証            | ○    | ○  | 可  | 既に公認されている認定証の写し |
| 4   | 登記簿謄本           | ○    |    | 可  | 申請日より3ヶ月以内のもの   |
| 5   | 住民票             |      | ○  | 可  | 申請日より3ヶ月以内のもの   |
| 6   | 各種免許及び業種実績書     | ○    | ○  | 可  |                 |

※ No.3 既に公認されている認定証の写しを添付して下さい。

※ No.6 業務実績書につきましては直前2年間のもので、記載内容につきましては、発注者、公認登録業務名、契約金額、内容等を記入して下さい。